

山梨県公報

号外第十七号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

目 次

規則

- 一 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………
- 二 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第二十七号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項及び第三項中「食品安全推進室」を「食の安全・食育推進室」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、部に必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十六条第一項中「山梨県東京事務所」を「山梨県総合理工学研究機構」に、

「山梨県東京事務所」を「山梨県総合理工学研究機構」に、

山梨県総合理工学研究機構

「山梨県総合理工学研究機構」に、

県緑化センター を「山梨県森林総合研究所」に改め、同条第三項中 山梨県立 県総合理工学研究機構」

防学校設置条例(昭和四十年山梨県条例第九号)

女子短期大学の設置及び管理に関する条例(昭和四十年山梨県条例第三十二号) を

「山梨県消防学校設置条例(昭和四十年山梨県条例第九号)」に改める。

第十八条第一項中「地域県民センター」の下に、「総合理工学研究機構」を加え、「緑化センター」を削り、同条第二十項中「副館長」を「事務局長、副館長」に改め、「副所長」の下に、「副学長」を加え、「副園長、事務局長」を「副園長」に改め、「事務局長、事務次長」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第四項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項の前に次の一項を加える。

5 県立大学に副学長を置く。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 総合理工学研究機構に事務局長を置く。

第十九条第一項中「女子短期大学に事務局長、学生部長、図書館長、事務局次長及び図書館副館長を」を削り、同条第三項中「、図書館副館長は図書館長を」を削る。

別表第一の一の表企画部の部企画課の項第十一号中「地域県民センター」の下に「及び総合理工学研究機構」を加える。

別表第一の一の表総務部の部人事課の項第四号中「(条例、規則及び訓令の制度に関することに限る。)」を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部私学文書課の項第二十二号中「及び女子短期大学」を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第八号中「障害者施策推進協議会」の下に「及び障害者介護給付費等不服審査会(精神障害者介護給付費に係るものを除く。)」を加える。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項第二十号中「精神保健福祉審議会」の下に「及び障害者介護給付費等不服審査会(精神障害者介護給付費に係るものに限る。)」を加える。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「森林総合研究所及び緑化センター」を「及び森林総合研究所」に改め、同項第九号と

し、同項第十一号を同項第十号とする。

別表第一の一の表森林環境部の部みどり自然課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 緑化センターに関する事。

別表第一の一の表森林環境部の部林業振興課の項第七号中「改良普及」を「普及」に改める。

別表第一の一の表商工労働部の部商工総務課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第一の一の表商工労働部の部工業振興課の項第二号を次のように改める。

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する事。

別表第一の一の表商工労働部の部工業振興課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

別表第一の一の表観光部の部観光企画課の項第三号中「及び通訳案内業」を削る。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「富士ヒジターセンター及び」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 通訳案内士の登録に関する事。

別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 富士ヒジターセンターに関する事。

別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一 農業、農村及び食料に関する施策に関する調査、企画及び調整に関する事。

別表第一の一の表農政部の部花き農水産課の項第十八号を削る。

別表第一の一の表土木部の部土木総務課の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 建設工事の電子入札に関する事。

別表第一の二の表県民生活課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 犯罪被害者等の支援の連絡調整に関する事。

五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号を削り、第八号を第十号とし、第一号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の前に次の二号を加える。

一 委任された国の会計事務に関する事。

二 会計検査院の会計検査に関する事。

別表第二管理課の項中「管理課」を「管理課」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第一号から第五号」を「第三号から第七号」に改め、同号を同項第九号とする。

別表第三富士・東部地域県民センターの項の次に次のように加える。

総合理工学研究機構		甲府市
-----------	--	-----

別表第三総合農政事務所の項中「特別徴収第一課」を「特別徴収課」に改める。

別表第三女子短期大学の項を削る。

都留児童相談所	相談課 一時保護課	都留市
---------	--------------	-----

別表第三緑化センターの項及び総合理工学研究機構の項を削る。

工業技術センター	総務課 企画情報部 生活技術部 資源利用技術部 電子技術部 高度技術開発部 デザイン技術部	甲府市
----------	---	-----

別表第三総合農業技術センターの項中「調査部」を「調査部」に改める。

別表第四あけぼの医療福祉センターの項中「総務課」を「総務課」に改める。

別表第四あけぼの医療福祉センターの項中「総務課」を「総務課」に改める。

別表第四あけぼの医療福祉センターの項中「総務課」を「総務課」に改める。

業務課

「経営企画課

別表第四中央病院の項中「医事課」を「医事サービス課」に改める。

別表第六地域県民センターの項の次に次のように加える。

<p>総合理工学研究機構</p> <p>一 理工学分野に係る総合的な試験研究及び調査に関すること。</p> <p>二 試験研究に係る産学官連携の推進に関すること。</p> <p>三 研究成果の技術移転に関すること。</p> <p>四 知的財産に係る情報提供及び相談に関すること。</p>

別表第六男女共同参画推進センターの項に次の一号を加える。

三 配偶者暴力相談支援センターに関すること（甲府市に所在する男女共同参画推進センターに限る。）。

別表第六県立大学の項に次の一号を加える。

七 旧女子短期大学の学習状況を記録した書類の保存に関すること。

別表第六女子短期大学の項を削る。

別表第六児童相談所の項第七号中「（中央児童相談所に限る。）」を削り、同項に次の一号を加える。

八 子どもメンタルクリニックに関すること。

別表第六障害者相談所の項に次の一号を加える。

八 発達障害者の支援に関すること。

別表第六森林総合研究所の項に次の一号を加える。

八 緑化樹の養成に関すること。

別表第六緑化センターの項及び総合理工学研究機構の項を削る。

別表第六総合農業技術センターの項に次の一号を加える。

十 花き振興促進センターに関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってな

された処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県規則第二十八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表本庁に置かれる職の欄中「建設業指導監、会計検査監」を「総括財務審査監、財務審査監」に改め、「施設推進監」及び「花き振興監」を削り、「職業能力開発監」の下に「観光推進監」を加え、「少子化対策推進監」を「保健監」に改め、「交流推進監」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「事務長」を削り、「財務審査監」を「地域防災幹」に改め、「研修指導幹」を削り、「保健指導幹」を「保健福祉企画幹」に改め、「児童虐待対策幹」の下に「地域農政推進幹」を加え、「事務次長」を削り、「改良普及幹」を「普及指導幹、花き振興幹」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「課長」の下に「工事施工管理監」を加える。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「、県立考古博物館」を削り、同条第七号を次のように改める。

七 財務審査監 県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）第一条第一項の表本庁に置かれる職の欄に規定する総括財務審査監及び財務審査監をいづ。

第三条第二項の表中「、緑化センター」を削る。

第三条の二第一項の表税務出納員の項に次の一号を加える。

五 県税に係る過誤納金又は還付金及び還付加算金の支出に関する事務（還付支払案内書及び支払取消案内書の発付並びに還付支払通知書、公金振替書、更正通知書、訂正通知書及び還付支払取消通知書の送付に関する事務を除く。）並びに支出命令の審査及び当該支出命令に係る支出負担行為の確認に関する事務

第二十二条第一項中「伺い」の下に「（第十三号様式の四の二）」を加え、「又はかいつの出納員」を「、かいつの出納員又は税務出納員（県税に係る過誤納金又は還付金及び還付加算金の支出に関するものに限る。）」に改め、同条第五項中「（本庁にあつては一件百万円未満のものに限る。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、県民センター管内のかいにあつては、一件十万円未満のものに限り財務審査監への合議は省略することができる。

第二十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項前段の規定により本庁において、物品要求書又は物品修繕要求書に決裁を受けることをもつて、支出負担行為の伺いの決裁に代えた場合の合議については、別表第二の支出負担行為の伺いの合議区分に準じて行わなければならない。

第三十条第三項の表中「地域県民センター次長」の下に「、総合理工学研究機構事務局次長」を加え、「、緑化センター次長、総合理工学研究機構事務次長」及び「、あけぼの医療福祉センター事務局次長」を削る。

第四十条に次の一項を加える。

3 前項の納期限が土曜日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日であるときは、別に定めがあるものを除くほか、これらの日後において最も近い山梨県の休日（以下「県の休日」といふ。）でない日を納期限とみなす。

第四十五条第一項中「（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日若しくは同月三日若しくは十

二月二十九日から同月三十一日までの各日に当たるときは、「これらの日の翌日」を「（当該翌日が県の休日であるときは、これらの日後において最も近い県の休日でない日」に改める。

第六十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 出納長は、第一項及び前項の規定にかかわらず、口座振替によるれい出支払を決定した場合で必要がないと認めるときは、債権者にれい出支払案内書を発付しないことができる。

第八十四条を次のように改める。

（過年度支出）

第八十四条 出納閉鎖後の歳出金及び歳入過誤納金は、現年度の歳出として整理しなければならぬ。

2 本庁において出納閉鎖後の歳出金及び歳入過誤納金を支出しようとするときは、給与及び共済費並びに山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）第二条第二号の徴収金を除き、その理由を詳記し、債権者の請求書を添え、総務部長及び出納長に合議しなければならない。

3 かいにおいて出納閉鎖後の歳出金及び歳入過誤納金を支出しようとするときは、給与及び共済費並びに山梨県県税条例第二条第二号の徴収金を除き、その理由を詳記し、債権者の請求書を添え、知事の承認を受けなければならない。

第一百二十二条第一項中「契約担当者」を「契約担当者から検査を命ぜられた者又は契約担当者から検査を依頼された者」に改め、「完成」を「完成し」に、「関係職員に検査又は検収させた」を「検査し、又は検収した」に、「作成させ」を「作成し」に改める。

第三百三十七条に次の一項を加える。

6 令第六百六十七条の二第一項第三号又は第四号の規定による随意契約の規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

一 契約担当者は、随時に、当該契約に係る次に掲げる事項の見通しを公表するものとする。

イ 契約の目的となる物品又は役務の名称及び数量

ロ 契約を締結する時期

ハ その他必要な事項

二 契約担当者は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書の提出期限の七日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

イ 契約の目的となる物品又は役務の名称及び数量
ロ 契約の相手方の決定方法及び選定基準

ハ 公募により相手方を決定する場合にあつては、その申請方法

ニ その他必要な事項

三 契約担当者は、当該契約を締結したときは、速やかに、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

イ 契約の目的となる物品又は役務の名称及び数量

ロ 契約を締結した年月日

ハ 契約の相手方の名称及び住所

ニ 契約金額

ホ 契約の相手方を選定した理由

ヘ その他必要な事項

四 前三号の公表は、次に掲げるいずれかの方法により行つものとする。

イ 公衆の見やすい場所に掲示する方法

ロ インターネットを利用して閲覧に供する方法

第百四十四条第二項第一号中「、物品交換調書」を削り、同条第三項中「第百四十六条第二項第四号の物品」の下に「及び同項第五号の物品（備品及び動物に限る。）」を加える。

第百六十条第一項中「とかい」の下に「（山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）に定める所管区域（保健福祉事務所における生活保護に関する事務に係るものを除く。）を同じくする地域県民センター、保健福祉事務所、林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所にあつてはこれらを一つのかいとみなす。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第四項中「提出」の下に「及び第二項に規定する物品保管転換調書の送付」を加える。

第百六十七条第二項中「物品交換調書（第百八号様式）又は」を「物品の交換にあつては物品出納通知書を、物品の譲与又は減額譲渡にあつては」に改める。

別表第一中「地域県民センター」の下に「、総合理工学研究機構」を加え、「緑化センター、総合理工学研究機構」を削る。

別表第一の二の二の項中「女子短期大学、」を削り、同表三の項中「県立考古博物館副館長」を「県立考古博物館館長」に改める。

別表第一の三の二の項及び別表第一の四の二の項中「女子短期大学、」を削る。
第十三号様式の四の次に次の様式を加える。

第13号様式の4の2 (第22条関係)

支出負担行為何

枚中 枚

特別取扱

収受年月日	記号番号 第 号	審査	不開示理由	施行区分	浄書・校合
起案年月日	決裁区分 公印 要・不要				
決裁年月日	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 全部不開示 <input type="checkbox"/> 部分不開示 <input type="checkbox"/> 時限不開示	1 個人 2 法人等 3 法令等 4 犯罪の予防等 5 審議、検討等 6 事務、事業	書留 速達 配達証明 配達記録 内容証明 直渡し 小包 県公報登載 集合 件 個別 件 持参 件 ファクシミリ 件 電子メール 件	発送済印	
処理済年月日					<input type="checkbox"/> 不開示解除予定 年 月
文書分類	(大)				
	(中)				
	(小)				
保存期間 5・その他() (廃棄予定年度 年度)	あて先	発信者名			

件名					
知事	副知事				
部長	次長	課長	課長補佐	課員	
		課長	課長補佐	課員	
		課長	課長補佐	課員	
出納長					
出納局長	次長	課長	課長補佐	課員	
		課長	課長補佐	課員	

支出負担行為何の内容

年度	支出区分	1前渡 2概算	3前金 4立替	5部分 6精算	適用 法令	地方自治法施行令第 条 項 号 山梨県財務規則 第 条 項 号	限度額
予算担当課							
現 繰 ・ 会 計		[]		[]		[]	[]
款 ・ 項		[]		[]		[]	[]
目		[]		[]		[]	[]
事 業		[]		[]		[]	[]
節 ・ 細 節		[]		[]		[]	[]
予算限度額							
ロッカー番号段					起案者	所 属 名	担当 (電話 番)
索引番号						職 氏 名	(印)

山 梨 県

注 決裁欄は必要に応じて変更すること。

第二十八号様式中「(任 務 課)」を「(任 務 課)」に改める。
(任 務 課) 「(任 務 課)」
第八十九号様式から第九十三号様式までを次のように改める。

第89号様式(第144条関係)

物品出納通知書 (受入)	年度	予算担当課	所属	枚中	枚
					帳票番号
執行発議年月日					
出納の理由					
寄附者(交換先)*			受入の理由*		受入の条件*
(住所)					
(氏名)					
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質		数量	取得(評価)額	取得年月日
備考					

注 1 *欄は、寄附又は交換の場合について記入する。
 2 交換の場合に交換差金が生じるときは、その金額を「出納の理由」欄に記載すること。

物品出納通知書 (払出)	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号	
	執行発議年月日				
出納の理由					
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質		数量	取得(評価)額	取得年月日
備考					

第90号様式(第146条関係)

山梨県公報号外 第十七号 平成十八年三月二十日

物品要求書 (物品購入伺)	年度	予算担当課	枚中 枚		所属		帳票番号	
	執行発議年月日							
現線・会計 款・項								
目								
事業 節・細節								
予算限度額								
納期限		限度額		その他				
購入理由 (異例の場合)								
契約の方法		随意契約の理由						
物品分類番号・分類名	品名・規格品質		数量	単位	納入場所	相当品	保管転換等場所 (備品の場合)	
帳簿記載省略理由								
備考								

(別紙)

枚中 枚

物品要求書	年度	予算担当課	所属		帳票番号		
物品分類番号・分類名	品名・規格品質		数量	単位	納入場所	相当品	保管・転換等場所 (備品の場合)

第 91 号様式 (第 1 4 8 条関係)

生産物報告調書	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号	
執行発議年月日					
物品分類番号・分類名	品名・規格品質	総生産 数量	控除		引渡 数量
			数量	理由	
備考					

第92号様式(第149条関係)

物品購入報告書		年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号		
執行発議年月日							
現線・会計 款・項							
目							
事業 節・細節							
供給者			購入年月日	契約金額	契約方法		
会社所在地 会社名 代表取締役 (番号)							
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	単価 (税込み)	金額	消費数量	現品引 継数量	
帳簿登載省略理由							
備考							

第93号様式(第150条関係)

物品振替通知書 (受入)・(払出)	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
	執行発議年月日			
旧財産分類			新財産分類	
旧区分			新区分	
振替理由				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日
備考				

山梨県公報号外 第十七号 平成十八年三月三十日

第九十七号様式から第百一号様式までを次のように改める。

第97号様式(第157条関係)

物品区分換調書	年度	予算担当課	所属	枚中	枚
			帳票番号		
執行発議年月日					
旧区分			新区分		
物品分類番号			物品分類番号		
分類名			分類名		
理由					
物品番号・物品分類番号・分類名	品名・規格品質		数量	取得(評価)額	取得年月日
備考					

第98号様式(第158条関係)

物品修繕要求書 (修繕伺)	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
執行発議年月日				
現線・会計 款・項				
目				
事業 節・細節				
予算限度額				
納期限	限度額	その他		
購入理由 (異例の場合)				
契約の方法	随意契約の 理由			
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質		数量	修繕の内容
備考				

第99号様式(第159条関係)

物品返納書	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
執行発議年月日				
返納理由				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日
備考				

第99号様式の2(第160条関係)

物品保管転換調書 (払出)	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
	執行発議年月日			
保管転換先所属				
理由				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日
備考				

年 月 日

殿

保管転換送付書

次のとおり送付するので受領願います。

帳票番号： 枚中 枚

物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日

備考

第101号様式(第160条関係)

年 月 日

殿

保管転換受領書

次の物品を受領したので通知します。

帳票番号: 枚中 枚

物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日

備考

第百三号様式及び第百三号様式の二を次のように改める。

第103号様式(第161条関係)

物品貸付調書	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
	執行発議年月日			
貸付期間				
理由				
貸付先 住所氏名				
貸付料				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日
備考				

第103号様式の2(第161条関係)

貸付物品返却調書	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
執行発議年月日				
貸付期間				
貸付先 住所氏名				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質		数量	取得(評価)額
備考				

第百五号様式から第百十号様式の二までを次のように改める。

第105号様式(第164条関係)

不用品売却調書 (売却何)	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
	執行発議年月日			
不用の理由				
契約の方法				
随意契約の理由				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日
備考				

第106号様式(第164条関係)

物品棄却調書	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
	執行発議年月日			
不用の理由				
棄却の理由				
棄却方法				
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質	数量	取得(評価)額	取得年月日
備考				

第107号様式(第165条関係)

生産物売却調書 (生産物売却伺)	年度	予算担当課	枚中 所属	枚 帳票番号
	執行発議年月日			
理由				
契約の方法				
分類番号・分類名	品名・規格品質	数量	摘要	
備考				

第108号様式 削除

第109号様式(第167条関係)

物品譲与(譲渡)調書	枚中			枚	
	年度	予算担当課	所属	帳票番号	
執行発議年月日					
譲与(譲渡)の理由					
譲与(譲渡)先					
譲渡額					
物品番号・物品分類 番号・分類名	品名・規格品質		数量	取得(評価)額	取得年月日
備考					

第110号様式(第168条関係)

占有物品受入調書	年度	予算担当課	枚中		枚	帳票番号
			所属			
執行発議年月日						
分類番号・分類名	品名・規格品質	寄託・借受	数量	払出先住所・氏名	占有期間・使用場所	
備考						

注 物品の受領者は、寄託の場合は物品出納員(かいい)にあつては出納員、借受けの場合は物品取扱者とする。

第110号様式の2(第168条関係)

占有物品払出調書	年度	予算担当課	枚中		枚	帳票番号
			所属			
執行発議年月日						
分類番号・分類名	品名・規格品質	寄託・借受	数量	払出先住所・氏名	占有期間・使用場所	
備考						

山梨県公報号外 第十七号 平成十八年三月三十日

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番